

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和5年8月25日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙農業委員会総会議案一覧表のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	田中 幸子		2番	宮田 孝	
3番	小川 豊		4番	齋藤 ゆみ	
5番	安田 勝明		6番	斉木 一吉	
7番	宮島 直也		8番	宮地 勝則	
9番	河村 修		10番	田中 隆	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	山崎 直人	事務局次長	宮田 隆志
統括主査	大川 佳紀	主任主査	北野 研吾
主事補	中川 碧		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、宮地会長が議長席につき、10名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

5番	安田 勝明	6番	斉木 一吉
----	-------	----	-------

議長 それでは議案一覧表に基づき、第36号議案から第40号議案を上程します。

 それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 では説明させていただきます。

 議案書1ページをご覧ください。第36号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

 議案書2ページをご覧ください。番号1番。

【議案説明】

 譲受人は[]に居住し、水稻や野菜等を耕作しています。譲渡人は営農が困難になっており、農地を耕作できる人を探していたところ、申請地の近隣に土地を所有しており、申請地を耕作することが可能な譲受人と話がまとまったため本申請となりました。

 譲受人は耕作に必要な農業機械を所有して適切に管理しており、農業技術及び農業経験も十分な水準であり、許可相当であると見込まれます。

 続いて議案書3ページをご覧ください。第37号議案、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

 議案書の4ページを御覧ください。今月の案件は、1件で、農地中間管理機構を仲介しない、相対での利用権設定となります。整理番号1番が城東地区の案件となります。

 今回の案件は、前任の推進委員さんが耕作放棄地だった申請地に対し、借人にあっせんしたことによる申請となります。借人は、申請地の東側の農地を耕作しており、申請地の耕作が可能なため本申請となりました。

続いて議案書の6ページをご覧ください。第34号議案、農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見決定についてです。

今回は4件の案件があります。

6ページ目に4件の概要と、7ページ目から各案件の申出地の場所を示しておりますのでご参照ください。

続いて議案書11ページをご覧ください。整理番号1番。

【議案説明】

申出者は、 に本社を置き、ホテルの経営などを行う法人です。新型コロナウイルス感染症の影響から経済動向が回復する中で、観光資源の豊富な犬山市で出店したいと考え、新規ホテルの建設を計画しました。

議案書の12ページの附図8号をご覧ください。中央の赤線で囲まれ斜線となっている部分が申出地です。申出地は、
 から南西に800m程の位置にあり、西側に
 、南側約700mに があり、国宝犬山城、如庵、日本モンキーパークをはじめとする観光施設へアクセスしやすい立地です。都市計画法第34条第2号の観光資源の有効な利用上必要な建築物として、犬山市の運用基準の観光客を対象とした宿泊施設の要件を満たすことから、申出地で出店を計画することとなりました。

13ページにある通り、申出地は北側と東側と南側が道路、西側が水路となっており、隣接する農地はないため、他の農地の取水排水に影響を及ぼす恐れはありません。14ページには参考に現地の写真を添付しております。

議案書15ページの土地利用計画図をご覧ください。申出地内の南西の部分にホテルを建築し、北側及び東側に駐車場を整備する計画となっています。汚水雑排水は西側公共下水道へ接続して排水し、雨水については、地下貯留施設で浸透させ、大

雨などで浸透しきらない場合は、東側の排水路へ流します。

周囲の農地への日影については、ホテルを敷地の南西側に建築することにより、北側にできる日影の大半は農地にかかることがないように配慮されています。季節によって夕方の時間帯に一部の農地に日影ができる時間がありますが、十分な日照を得ることができる計画になっています。

また、駐車場の外路灯は周辺農地に配慮して、配置と角度を調整して設置し、自立看板の照明は農地が無い建物の北西に配置します。建物周りの照明は北側、西側、東側に配置し、南側の農地に光が当たらないようにします。

建物内の各種室内照明は、1階部分は、南側に植栽を配置して、近隣農地に極力光が当たらないように対応し、2階以上の客室は、窓の幅を狭くして、ベランダ及び遮光カーテン等により、極力地上に光線が向かないように配慮します。

16ページから20ページに、ホテル各階の平面図や立面図を掲載しておりますので、ご参照ください。

続いて、議案書の21ページをご覧ください。整理番号2番。

【議案説明】

申出者は、XXXXXXXXXXでテニススクールを運営するNPO法人で、土地の賃貸契約の終了に伴い、現在のテニスコートを閉鎖することになり、新たな候補地として、北尾張地域にジュニアを育成するテニススクールがないことや、犬山市で出張レッスンを開催したところ好評だったことから、犬山市で子ども向けのテニススクールを実施したいと考えました。

申出地は、北にXXXXXXXXXXがあり、近隣にXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXなどスポーツ施設もあるため、テニスコートを整備するのに適しており、XXXXXXXXXXからも近いため利便性もあります。

議案書の22ページの附図8号をご覧ください。中央の赤線で囲まれ斜線となっている部分が申出地です。またその右下部

分の青線の部分は今回の計画に含まれる一体利用地となっています。23ページにある通り、申出地は北側と東側と南側が道路、西側は現在、認定電気通信事業者である■■■■が通信基地局の鉄塔の敷地として使用しています。このため、この鉄塔とその管理をするための通路部分を除いて農用地区域の除外を計画しています。

周囲には他に隣接する農地はないため、他の農地の取水排水に影響を及ぼす恐れはありません。24ページには参考に現地の写真を添付しております。

議案書25ページの土地利用計画図をご覧ください。申出地内の東側にテニスコート3面と西側に駐車場を整備し、トレーラーハウスを置く計画となっています。トレーラーハウスには、事務所のほか、更衣室とシャワー室を配置する計画となっており、ここから出る汚水雑排水については、西側の公共下水道へ接続して排水します。また、雨水については、駐車場部分は透水性アスファルトで浸透させ、テニスコート部分はテニスコートの表面に溜めて周囲の雨水管から南側の道路側溝へ排水する計画となっています。

また、テニススクールは最大夜9時まで開催を予定しており、照明を使用しますが、道路を挟んだ西側の農地へ配慮して、照明は横方向ではなく下方向を照らすタイプを使用します。26ページに、トレーラーハウス内部の配置図を掲載しておりますのでご参照ください。

続いて、議案書の27ページをご覧ください。整理番号3番。

【議案説明】

申出者は、■■■■に本社を置き、一般区域貨物自動車運送事業などを営む法人で、■■■■にも営業所を置いており、現在の本社周辺が住宅街となり、トラックの出入りに不便な状

況となっていることから、[]へ本社を移すことを計画して、[]にある申出地に駐車場の確保を計画しました。

議案書の28ページの附図8号をご覧ください。中央のやや左上の赤線で囲まれ斜線となっている部分が申出地です。29ページにある通り、申出地は北側と東側と南側が道路、西側が水路となっています。周囲に他に隣接する農地はないため、他の農地の取水排水に影響を及ぼす恐れはありません。30ページには参考に現地の写真を添付しております。

議案書31ページの利用計画図をご覧ください。申出地内に31台の駐車場を整備する計画で、汚水の排水はありません。雨水については、透水性アスファルトで浸透させる計画となっています。また、周囲はコンクリートブロックで囲んで土砂の流出を防ぎます。

続いて、議案書の32ページをご覧ください。整理番号4番。

【議案説明】

申出者は、[]に結婚し、現在は[]で夫とアパート暮らしをしています。家財も増えて手狭となり、もっと広い場所を必要としており、また、実家の近くで妹と協力して両親の面倒をみるため、住宅の建築を計画しました。

実家は申出者の妹が継ぐ予定であり、祖父が所有する土地は全て建築することができず、祖母及び父母が所有する土地や建物はないため、伯父が所有する申出地に建築することにしました。

議案書の33ページの附図8号をご覧ください。中央のやや左下の赤線で囲まれ、斜線となっている部分が申出地です。34ページにある通り、申出地は北側が道路、南側の一部が宅地となっており、それ以外は畑に囲まれています。

農用地区域の除外は周辺部から除外する原則となっており、申出地は農用地区域に囲まれています。南側の宅地に隣接しているため、除外が可能と判断されます。

また、隣接する農地は畑であり、取水排水に影響を及ぼす恐れはありません。35ページには参考に現地の写真を添付しております。

議案書36ページの土地利用計画平面図をご覧ください。申出地内の北西側に分家住宅を建築し、駐車場2台を整備する計画です。いびつな形となっていますが、南側の住宅に隣接する必要があることと、東側は市道へ接道するための通路となっており、かつ必要最小限の土地を除外するため、北東側の申出者所有地は除外をしない計画となっています。

汚水の排水はありません。雨水については、透水性アスファルトで浸透させる計画となっています。また、周囲はコンクリートブロックで囲んで土砂の流出を防ぎます。

なお、37ページから38ページに、分家住宅の平面図と立面図を掲載しておりますので、ご参照ください。

続いて議案書の39ページをご覧ください。第39号議案、農業振興地域整備計画全体見直しに伴う農業委員会の意見の決定についてです。

農業振興地域整備計画は、農用地区域を定めて優良な農地を確保し、各種の農業振興施策を総合的・計画的に推進するもので、概ね5年毎に基礎調査を行い、その結果必要が生じたときは計画を変更します。

今回は昨年度に基礎調査を行い、令和14年度までの概ね10年間の計画となっており、令和5年3月に策定された第6次犬山市総合計画や都市計画マスタープランなどを反映しつつ、統計数値を直近の値に更新しています。

議案書の40ページからの新旧対照表をご覧ください。横長の表になっていますが、左側が今回の変更案、右側が現行の計

画となっていて、変更箇所アンダーラインを引いています。

例えば、40ページの表の上から13行目に、年間降水量の記載がありますが、左側の変更案では、1,770.5ミリ、右側の現行の計画では1,831.5ミリとなっていて、直近の統計数値を反映したものとなっています。

今回の主な変更要因の一つとして、第6次犬山市総合計画や都市計画マスタープランを反映したものとして、41ページ目の1行目から、橋爪・五郎丸地区周辺を都市拠点エリアと位置付けていることや、44ページの中段、小文字のaの楽田北東部の記述に昨年市内の全線が開通した市道富岡荒井線沿道について都市形成軸として位置づけられていることなどを記載しています。

また、45ページの(D)のbに記載していますが、今井地区では、今井開拓パイロット地区で非農地化した土地での太陽光発電による発電施設整備が進んでいる一方で、引き続き営農する農用地についての配慮を併せて記載しています。

51ページから52ページの農業生産基盤整備開発計画および53ページから55ページの農用地等保全整備計画は、新規計画の追加や中止・完了した事業などを整理しています。

また、73ページ目には、都市計画道路名古屋犬山線の一部区間の計画が廃止になったことから、この区域について、今回の見直しで農用地区域へ編入する計画を記載しています。74ページから76ページに対象の地番を記載しており、77ページと78ページの緑のラインが対応する土地となっていますので、ご参照ください。

続いて議案書の79ページをご覧ください。第40号議案、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想案に係る意見決定についてです。

今回議案の方に上げさせていただいております基本構想というのは、農業経営基盤強化促進法という法律に基づいて、犬山市の方で定めているものです。効率的で安定的な農業経営体の

育成に向けた計画となっております。

現状の犬山市の基本構想は、令和3年度に策定されたものです。令和12年度を目標年度としております。

基本構想の変更にあたっては、市町村から農業委員会に対して、基本構想の案に対して意見聴取を行うということになっております。

こちらを受けまして今回農業委員会総会の方に、市の方から意見聴取があったため、皆さんにお諮りしているということになります。

40号議案の方をご覧ください。

こちらは80ページから88ページまでが新旧で、89ページから119ページまでは、基本構想の溶け込み版です。

先ほど申し上げた大きな変更点というところで、まず80ページのところなんですけれども、3番の農業経営の目標というところで、現状は、現行は令和10年度が目標年度ということになっておりますが、改正案の方では、2032年度というところで変更されております。

続いて81ページをご覧ください。

第3のところ、新たに農業経営、農業を担うものの確保及び育成に関する事項が新たに追加されました。

続いて83ページをご覧ください。

現行は第4で、農業経営基盤強化促進事業に関する事項を定めていますが、第3に新たな項目が追加された関係で第5に項目がズレました。それに伴って、これまで現行の第4のところでは、1から6までを定めておりました内容が大幅に見直し、修正をされたということになります。

議長

ただいま事務局から第36号議案から第40号議案までの説明がありましたが、これについて質問、ご意見等はございませんでしょうか。

鈴木委員

楽田の推進委員の鈴木と申します。

お尋ねしたいんですけど、ページでいきますとね、
のテニスコートの件です。21ページから26ページ。

22ページ見ていただいたらわかるんですけども、申出地がありまして、上の方に黄色、つまり、これ農振除外の申出なんですけども、右に農地は残りますよね。これ普通、残った農業が他の農地にくっついたら、全く問題ないんですけども、虫食いみたいに、ここだけ農用地は残るようになりますけども、そこ、先ほどの説明ですと、の鉄塔がありますよね。先ほど説明を聞き違えたかもしれませんが、の鉄塔の維持管理、入るために必要だとお聞きしたんですけど、それであっていますか。

事務局

そうです。おっしゃる通り、この黄色い細いと思うんですけど、この南側の部分にの鉄塔が建っておりまして、北側とか南側から管理に入っていくってその鉄塔を管理するということになります。ここ除いて、除外をするというのが今回の計画になっております。

鈴木委員

私見てきたんですけども、の鉄塔にネットをしてね、というか金網で囲ってあって、当然施錠もしてあったんですけども、その施錠が、南側から入るように向けたんですわ。北側に残す意味が、すいません何も無いような気がするんですよ。つまり、推進ということですので、耕作地放棄されて、今現地は耕して見えないんですよ。だから、耕作放棄地になる恐れがあるんじゃないかということなんですけども、21ページ、戻って一番右の方に耕作者と経営面積からいくと、今45坪ぐらいの土地が残るだけなんですよね。おそらくこの方、申出地の近くですので、よくある最低でも自分のところで食べる農産物を作りたいということで残すということだとわからなくてもないんですけど、そうでなかったら、こういう虫食いみたいに、土地を残すような除外は非常にまずいと思うんですけど

も、その辺説明をお願いします。

議長 事務局、回答お願いいたします。

事務局 〇〇〇〇のような認定電気通信事業者が事業のための電気設備等を農地に設置する場合、農用地区域のままで設置することが、国の法律やガイドライン上で認められております。そのため、鈴木委員のご指摘のとおり、農用地区域としては虫食い状に残る形となりますが、これは制度上問題はないものとなります。

北側の部分を残す理由ですが、〇〇〇〇は設備の保守管理にあたって、敷地の南北から高所作業車を乗り入れて行っているそうです。このため、設備の北側もテニススクールの敷地になってしまうと〇〇〇〇側の管理が難しくなるそうです。そこで、申請者と〇〇〇〇が話をした結果、設備の農地は作業車が侵入できる敷地分を残すこととなりました。

鈴木委員 そうするとすいません、農用地のままで据え置くということですか。例えば、事務局の方或いは、農業委員会の方で、当然除外するように指導するとか、お願いするとか、それは違うことでしょうかね。

事務局 一旦こういった形で青地として残りますが、先ほどの第39号議案でありました市町村による農振整備計画の全体見直しの機会において、こういった認定電気通信事業により残っている青地の除外をすることになります。最大で5年の期間は空きますが、最終的には除外されるということでご理解いただければと思います。

鈴木委員 最終的には除外されるんですね。

事務局

はい。

市の方で除外を最終的に行います。

鈴木委員

ありがとうございました。わかりました。

議長

はいありがとうございました。

その他ご質問意見がありましたらお願いします。

どうぞ。

宮田委員

確認ですけど、ホテルの件にしる、テニススクールにしる、下水の件ですけど、汚水は公共下水道へ接続とありますけど、これは事務局の方で確認されているんですか。

要するに、この公共下水道がどこに配置されてるかは全然わかってないので、実際に接続するかどうか想定できないんですよ。だから、テニスコートもそうですが、どこに公共下水道があるかが、はっきりわからないんですね。そこにつなげて書いてあるだけで、それが確認はできるけど、そういう公共下水道がどこに配置されているかがわかんないものですからこういう質問になっちゃうんですけど、事務局の方で確認して、接続が可能だということでしょうか。

事務局

ご質問に回答いたします。

市の方で公共下水道があるところというのは当然そこにつないでくださいということになっていますので、事務局の方で確認をしております。

図面に非常に見にくいんですが、例えば15ページのホテルの方ですと、左側の下の方になるんですが、南西の公共下水道、そちらに繋がるようになっていて、ここに配管があるということは確認はしております。

テニスコートの方ですと、南側に配管が入っているところは確認しておりますので、そこにつなぐようにというふうにしております。

以上です。

宮田委員　できればですね。地区ごとでいいんですけど、下水道がどこに入っているかを知らせていただければ、一番ありがたいんですけども。地区によっては、下水道が配管されていない部分もあると思うんですよ。その辺が分からないものですから、検討するのにも、合っているのかどうか確認できないもので、よろしくお願ひしたいと。

事務局長　ありがとうございます。

宮田委員が今おっしゃることもよくわかりますが、まずはこの図面にですね、我々の方で例えば、ここに下水道がありますよということをまずは明記するということは可能ですので、そういうものを例えば、今後わかりやすく、お示ししていくというような方向性でやらしてもらえればと思います。

市内全域の下水道のこの図面っていうのが、簡単に見れるといいですが、下水道課の方ではそういうものが、窓口に行かないとないもんですから、我々事務局の方でもそうなんですけど当然ご心配のようにこういったものを作るときに、汚水ってどこ行くのかなっていうのはやっぱりご心配の一つだと思いますので、そこは当然我々の方もしっかり確認をして下水道につなぐとかそういうことは、例えば建築物とかでありますと、建築事前審査会という市の全体の会議とかもありますので、その中で下水道課も出てきてですね、汚水どうするんだっていう、つなぐかつながないか、つながないなら、浄化槽はどこに放流するんだとか、そういったこともしっかりやらしていただけてますが、とりあえずは農業委員会の方では、この図面にこの周りの道路のこの下水管がいますよ、とか、例えば下水管書いてここで繋がりますよっていうような、明示をしていきたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

ありがとうございます。

議長

よろしいでしょうか。

その他ご意見ご質問お願いいたします。

一件私からいいですか。

40号議案ですけど、こちらのつづりの中で82ページ。改正案の方の赤字の4番目ですと4項ですか。就農等希望者のマッチング面ということで、市と農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報、こういう記載があるわけですが、これも新たな取り組みだと思んですけど、具体的に何か今仕組みみたいなものができているのか、それでできるとすればそれは今機能しているのか、または今後の課題なのかその辺教えてください。

事務局

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

82ページの改正案の4番のところですね。もう一度読ませていただくと、農業を担うものの確保のため、本市と農業協同組合等の関係機関と連携して、経営移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するように努め、ということで書かれています。こちらの農業協同組合等というところで、想定されてるのは農協と、愛知県ですね、愛知県の特に農業改良普及課というところがありまして、こちらの県の農業改良普及課というのは、市内の農家と非常にやりとりをされているところでして、こういったところが連携してというところで、新規就労者の対応を積極的にということになっております。

実態としてなんですけれども、非常に多くは、県の農業改良普及課というところに、例えば経営の移譲であったりだとか、就農の希望者ということでご相談があります。そちらの県の方で受けた内容というのは基本的に市のほうに情報提供がされまして、実際に農地の場所、あと、例えば経営移譲を希望される農家がいるかとかはその地元じゃないとわからないというところがあるものですから、そういったところで情報連携しながら、こういった事案に対して対応しているという状況です。

農協の方なんですけれども、実態としてなんですけど、今まではほとんど水稲の生産というところで、例えば露地野菜だとか、施設野菜だとか、果樹とかっていうところは、それほど盛んではないという実態がありますので、そのため、こういった水稲限定というところではあるんですけども、農協と市、県っていうやりとりの中では水稲という作物に、多少限定されてるのかなというのが実態というところなんです。

以上です。

議長 今はそれなりに機能しているんですか。

事務局 去年とかでも新規就農者のやりとりというのは、年間5件ぐらい行っておりまして、その中で実際に犬山市内で新たに就農を開始したというのは、2件ぐらいですね。その他3件の方たちっていうのは、そのあとどうなったかってのはわからないんですけど、例えば他の市町村とか、他県に行かれたとか、場所を移されたのかなというところなんです。

議長 はいわかりました。

一応実態としては、それぞれであるということで、理解させていただきます。

ありがとうございました。

他にご質問ありませんか。

議長 他にご質問ご意見ないようですのでここで地区の審議を行います。

大体時間は今から15分ぐらいですから3時35分再開ということで、それまで、地域ごとの審議をお願いいたします。

午後3時20分 地区審議

午後3時35分 開議

議長 それでは、総会を再開します。

第36号議案に入りますが、本議案には河村委員が申請者となっている案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、河村委員はしばらくの間ご退席をお願いします。

議長 それでは第36号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についての意見の決定を求めます。

1番について楽田地区お願いいたします。

田中委員 10番の田中です。

番号1番について、地区審査の結果可ということで、認めます。

以上です。

議長 ありがとうございます。ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第36号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。河村委員は席へお戻りください。

議長 続いて第37号議案、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見の決定を求めます。

1番について、城東地区お願いします。

齋藤委員 4番の齋藤と申します。

地区審議の結果、番号1番については可と認めます。

議長

ありがとうございました。

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第37号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第38号議案、農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見決定について意見の決定を求めます。

1番について、犬山地区お願いします。

田中委員

1番の田中です。

地区審議の結果、番号1番について、可と認めます。

議長

2番について、羽黒地区お願いします。

宮島委員

6番の宮島です。

地区審議の結果、番号2番について可と認めます。

議長

3番4番について、楽田地区お願いします。

田中委員

10番の田中です。

地区審議の結果、番号3番、番号4番について可と認めます。

議長

ありがとうございました。ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第38号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第39号議案、農業振興地域整備計画全体見直しに伴う農業委員会の意見決定について意見の決定を求めます。

全委員さんにお諮りします。

第39号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第40号議案、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）に係る意見決定について意見の決定を求めます。

全委員さんにお諮りします。

第40号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。

続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局

報告させていただきます。

議案書の120ページをご覧ください。報告第14号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は1件です。

続いて議案書の122ページをご覧ください。報告第15号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は9件です。

報告は以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、ご質問等はございましたらお願いいたします。

議長

何もないようですので、報告は終了しました。

これで本日予定しました案件は全て終了しました。

これをもって本日の会議は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。